

災害関連事業（災害関係）

災害関係				
事業名	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 【国庫補助】	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 【国庫補助及び県費補助】	がけ崩れ災害緊急対策事業 【県費補助】	
事業主体	県	市町	市町	
県関係課	砂防課	砂防課	砂防課	
事業目的	当該年発生風水害、震災等が発生した地域について、急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施工することにより、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする	激甚災害に伴いがけ地に崩壊等が発生している箇所のうち、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所において、次期降雨等による再度災害を防止し、もって民生の安定を図ることを目的とする	災害に伴いがけ地に崩壊等が発生している箇所のうち、地域防災上重要で復旧事業を重点的に推進する必要がある箇所において、次期降雨等による再度災害から住民の生命を保護し、民生の安定を図ることを目的とする	
根拠法令等	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・山口県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱 ・「災害対策基本法」による市町地域防災計画に土砂災害警戒区域としての位置付け（砂防指定地、地すべり防止区域、保安林等を除く）	・山口県がけ崩れ災害緊急対策事業補助金交付要綱 ・「災害対策基本法」による市町地域防災計画に土砂災害警戒区域としての位置付け（砂防指定地、地すべり防止区域、保安林等を除く）	
採択基準	人家戸数	・人家5戸以上 ・公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの	・人家2戸以上 ・公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするもの	・人家2戸以上（公共的建物を含む）
	斜面の崩壊高さ	高さ10m以上 （人家等に被害があった場合は高さ5m以上）	高さ5m以上	高さ5m以上
	斜面勾配	勾配30度以上	勾配30度以上	勾配30度以上
	事業費	1,500万円以上	600万円以上	50万円以上
	その他要件	・移転適地がないこと	・激甚災害に指定されていること ・土砂災害防止法の土砂災害警戒区域に指定されている	・土砂災害防止法の土砂災害警戒区域に指定されている
負担割合	国40～48.75%、県40～48.75%、市町2.5～20%	国1/2、県1/4、市町1/4	県1/2、市町1/2	
対策手法	・法枠工 ・アンカー工等	・法枠工 ・アンカー工等	・法枠工 ・アンカー工等	

(2) 災害関連事業

表2 採択基準表（災害関連事業）

急傾斜地の崩壊高さ	10 m 以上	がけ崩れ災害緊急事業 【市町事業（県費補助）】 〈激甚災の指定無〉	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 【県事業（国庫補助）】
	5 m 以上		
	2戸以上	5戸以上	保全人家戸数

※1：激甚災害に伴い発生した崩壊は、別途、市町事業（国庫補助及び県費補助）あり

※2：災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業において、急傾斜地の高さ及び保全対象人家戸数の低減あり

※3：災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を除く災害関連事業は急傾斜地法による指定は不要